

■ ■ ■ 著作権法（その1） ■ ■ ■

● 著作物の

①又はを②的に③したもので

あって、④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

"work" means a production in which thoughts or sentiments are expressed in a creative way and which falls within the literary, scientific, artistic or musical domain;

① 思想または感情（=の活動）が含まれていること

コンピューターがでしてできた音楽

事実や（など）

.....（∵電話番号のに工夫がある）

② 創作されたものである（=がされている）こと

幼稚園児の

.....した絵

→ ただし、独自の表現を加えれば、著作物として

.....（∵何を表示させるかにのがある）

新聞の見出し

例) 「いじめ^く苦? 都内のマンションで中3男子が飛び降り自殺」

∵ 誰が書いても表現になってしまうため

----- 文字の俳句・交通 -----

例) 「ボク安心 ままの^{ひざ}膝より チャイルドシート」

ツイッターのつぶやき (最大 140 文字)

③ 表現されたものであること

キャラクターの -----

例) 「ぼくのかんがえたさいきょうのすくーるあいどる」

→ ----- や ----- として表現されれば -----

④ 保護対象 (ジャンル)

→ ただし ----- で撮影された場合は、創作性が無いので -----

----- 美術 (fine art)

例) ^{かんしょう}鑑賞用の^{こうげいひん}美術工芸品 (一点物の^{いつてんもの}壺や^{つぼ}茶碗^{ちやわん}など)

----- 美術 (applied art)

例) 大量生産される^{じつようひん}実用品 → ----- 法で保護される

印刷用 ----- (**タイプフェイス**)

※ 従来、文字は共有されるべきものであるから著作物として独占を認めるべきではないとされてきた。しかし最近では、^{びてきとくせい}美的特性と^{どくそうせい}独創性を備えた書体であれば、著作物になり得ると考えられるようになってきている。

※ プログラム : Windows や iOS は ○ だが、C++ や Java は ×

∴ プログラミング言語は、表現するための手段だから (=個性が表れていない)